

船舶事故調査報告書

令和2年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年10月6日 09時10分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市太郎ヶ浦漁港西方沖 下枯木島灯台から真方位040° 3.3海里付近 (概位 北緯33° 14.7′ 東経129° 32.8′)
事故の概要	プレジャーボート祐幸は、東北東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年10月28日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 祐幸、1.7トン
船舶番号、船舶所有者等	291-30691長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼に曲損及び欠損、アウトドライブのユニバーサルジョイントに破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 5 海象：うねり 波向北、波高約2～3m、潮汐 上げ潮の初期 10月5日16時05分、長崎県平戸市には強風注意報及び波浪注意報が、佐世保市には、強風注意報がそれぞれ発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、釣り場に到着したが、風が強まり、うねりが高くなってきたので、釣りをせずに帰航することとし、船長が操舵室で操船に当たり、GPSプロッターを作動させ、帰途についた。</p> <p>本船は、船長が、北方からの風及びうねりを避ける目的で、島や浅所が点在する太郎ヶ浦漁港西方の陸岸寄りを航行することとし、地ノ六瀬と称する浅所に設置された立標（以下「本件立標」という。）を船首目標とし、本件立標の手前で左転するつもりで約5～6ノットの対地速力で東北東進中、本件立標の西南西方にある浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.2m、船尾約0.5mであった。</p> <p>船長は、本件立標の見え具合で本件浅所の東側を航行していると思っていたものの、本件浅所の正確な位置を把握していなかったため、GPSプロッターで本件浅所の位置及び船位を確認していればよかったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、東北東進中、船長が、GPSプロッターを使用して本件浅所の正確な位置を把握しておらず、本件立標の見え具合で本件浅所の

	東側を航行していると思い、航行を続けたことから、本件浅所に向かっていることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が東北東進中、船長が、本件浅所の正確な位置を把握しておらず、本件立標の見え具合で本件浅所の東側を航行していると思い、航行を続けたため、本件浅所に向かっていることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 浅所が多い海域を航行する場合、海図、GPSプロッター等による水路調査及び船位の確認を適切に行うこと。